

電子商取引プラットフォームにおける模倣品対策法案の上程

2021年6月9日
JETRO NY 知的財産部
石原、赤澤

米国連邦議会下院で電子商取引における模倣品対策のための法案である Stopping Harmful Offers on Platforms by Screening Against Fakes in E-commerce Act (SHOP SAFE Act) ¹が審議されている。この法案は、電子商取引のプラットフォームにおける模倣品の販売に関して、プラットフォームに商標権侵害に寄与した責任（寄与侵害の責任）を負わせるものである。

この法案は前回議会でも上程されたが成立せず²、Jerrold Nadler 議員（ニューヨーク州選出、民主党）、Hank Johnson, Jr. 議員（ジョージア州選出、民主党）、Darrell Issa 議員（カリフォルニア州選出、共和党）、Ben Cline 議員（バージニア州選出、共和党）が下院に再上程したものである。5月27日には下院司法委員会法廷・知的財産・インターネット小委員会で本法案に関する公聴会が開催された。

法案³の具体的な内容は、商標法第32条に新たな項を追加し、電子商取引のプラットフォーム上で消費者の健康又は安全に危険をもたらす模倣品が販売された場合に、当該販売者による商標権侵害についてプラットフォームに責任を負わせるというものである。現行の商標法では、店舗で模倣品が販売された場合には店舗が有責となり得るが、電子商取引のプラットフォームではプラットフォームは有責とならない可能性があるとして指摘されていた。

法案では、プラットフォームは模倣品対策として、法定される措置の全てを実施することで商標権侵害の責任を免れられるとされている。法定される措置の主な内容は以下のとおり。

- ・ 販売者が国内の登録代理人もしくは訴状が送達可能な住所を指定したことを確認すること。
- ・ 公的書類で販売者の身元や連絡先を確認すること。
- ・ 販売者に商品の正当性を確認させ、販売者が商品の正当性確認のために合理的な措置を取ったことを宣誓させること。
- ・ プラットフォーム上での販売の条件として、模倣品を販売しないこと、米国裁判所管轄に同意すること、訴状が送達可能な代理人を指定すること等を義務付けること。
- ・ プラットフォーム上に販売者の連絡先や商品の原産地等を表示すること。
- ・ 商品の実際の写真を使用するよう販売者に要求すること。
- ・ 販売者による模倣品の販売を防ぐため、合理的、積極的な措置を取ること。

¹ <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/3429/>

² <https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/6058/>

³ https://judiciary.house.gov/uploadedfiles/shop_safe_act_bill_text.pdf

- ・ プラットフォームが模倣品の販売について認知できた場合の排除措置を実施すること。
- ・ 模倣品の販売に繰り返し関与したと認められた販売者による販売を停止し、このような業者が異なる名義で販売を継続することを防止する措置を取ること。
- ・ 顧客の要求に応じて、模倣品を販売した販売者の連絡先を提供すること。

(以上)